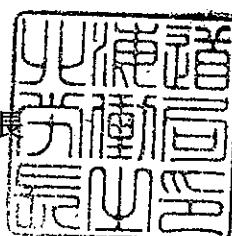


令和元年 7月 9日

北海道知事 殿  
(経済部經由)



北海道労働局長



## 建設工事にかかる死亡労働災害の撲滅について（緊急要請）

平素より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における死亡労働災害の発生状況は、7月8日現在昨年同期の2人から9人（別添1死亡災害事例参照）と大幅に増加しており、本格稼働が続く中にあって、更に増加することが懸念されるところです。

つきましては、貴機関が発注する建設工事を受注する建設業者等に対して建設工事着工期労働災害防止運動実施要綱に定める事項、特に下記事項の確実な実施について御指導いただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 共通事項

- (1) 作業間の連絡・調整の確実な実施及び作業場所の巡視
- (2) 工程計画及び機械・設備の配置計画の作成及びその計画に基づく作業の実施
- (3) リスクアセスメントの作成及びPDCAサイクルの確実な実施
- (4) 労働安全衛生法の順守徹底

## 2 墜落・転落災害の防止

- (1) 墜落・転落危険箇所の点検及び墜落防止措置の徹底
- (2) フルハーネス型墜落制止用器具の導入促進

## 3 重機災害防止対策

- (1) 車両系建設機械使用時の各種安全対策
- (2) 移動式クレーン等使用時の安全対策

## 4 交通労働災害防止対策

- (1) 道路交通法に基づく安全運転の励行
- (2) 工事現場での第三者車両に対する安全対策及び交通誘導者の適正配置

経済部労働政策局  
用労政課

- 1.7.11 収受

第

号

【安全課：主任産業安全専門官】

# 令和元年(平成31年) 建設業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
31	1	11時台	土木工事業	10人以上29人	崩壊、倒壊	仮設物、建築物、構築物 4 1 8	被災者は、法面の補修工事現場において、クレーン作業を一時中断して運転席から降りて待機していたところ、コンクリート擁壁に仮置きしていた重量約2tの削孔機が倒れ、同削孔機とエアコンプレッサにはさまれたもの。
31	1	11時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物 4 1 5	被災者は、木造2階建て住宅の新築工事現場において、高さ約5.8mの屋根の梁(幅10cm)の上で母屋材を配置していたところ、1階床(木板)に墜落したもの。
31	1	11時台	土木工事業	10人以上29人	転倒	車両系木材伐出機械等 1 7 1	被災者は、木材グラップル機を操作して工事現場の伐開に伴い発生した枝条の集積作業をしていたところ、同機械がバランスを崩して転倒したため、運転席右側の窓を破って外に投げ出され、ブームとキャビンの間にはさまれた状態で発見されたもの。
31	2	11時台	建築工事業	30人以上49人	飛来、落下	動力クレーン等 2 1 2	被災者は、サイロ増設工事現場において、設置された外部足場13層目の作業床で足場から身をのりだして外壁にトタンを貼る作業を行っていたところ、別業者の作業員が運転する移動式クレーンが吊っていた床材(鋼製 長さ約2m、幅約30cm、重さ約25kg)1枚が被災者の頭上から落下したもの。
31	2	11時台	土木工事業	10人以上29人	激突され	動力クレーン等 2 1 2	被災者は、砂防工事現場において車両積載型クレーンを使用して、工事用道路で使用した敷鉄板の搬出作業中において敷鉄板を吊っていたとき、同クレーンのジブ根本部分の巻上用ドラムがずれ、ドラムの歯車が外れたため、敷鉄板が被災者の上に落下したもの。
31	3	10時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物 4 1 5	被災者は、高さ273cm、長さ378cm、幅23.5cmのうま足場上で、農業倉庫のシャッター修理作業中に墜落したもの。
31	4	14時台	建築工事業	10人以上29人	墜落、転落	荷物 6 荷 1 1	自社の資材センター内で、型枠工事に使用する単管パイプ(直径:4.6cm、長さ:3.5m)が積み上げられた高さ2メートルを超える場所において、数十本ごとにチェーンで結束された単管を、チェーンを外さずに一本ずつ引き抜き、上から下へおろしていた際に、被災者が自重で傾いた単管に押し上げられ、墜落したもの。

\*本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。

# 令和元年(平成31年) 建設業における死亡災害

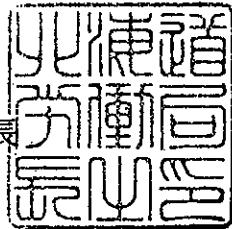
発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
元	5	8時台	建築工事業	10人未満	巻き込まれ、 はさまられ、 まれ	動力クレーン等 2 1 1	倉庫解体工事現場において、被災者一人で歩道の敷鉄板を積載型小型移動式クレーン(つり上げ荷重2.93t)を用いて当該クレーンの荷台に積み込む作業を行っていた。敷鉄板積込み作業場所から「ドン」と音がしたので、廃材の仕分け作業を行っていた別の作業員が音のした方を振り向いたところ、被災者が敷鉄板1枚(縦1.53m、横3.05m、重量約800kg)の下敷きになっていたもの。
元	6	13時台	建築工事業	10人以上 29人	墜落・転落	仮設物・建築物・構築物 4 1 5	被災者は、バイオガスプラントの新設工事現場において、同僚3名と共に木造の固形物乾燥室の柱と梁の建方作業に従事していた。同僚が被災者が一側足場の1層目(高さ2.17m)を歩行しているのを見かけたあと、大きな音がしたので確認したところ、被災者が顔面から出血して足場下のコンクリート床に倒れていたもの。

※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。

北労発基 0709 第5号  
令和元年 7月9日



北海道知事 殿  
(経済部経由)



厚生労働省北海道労働局長

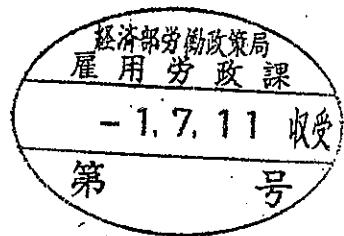
林業にかかる死亡労働災害の撲滅について（緊急要請）

平素より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、林業における死亡労働災害の発生状況は、7月8日現在昨年同期の3人から6人（別添1死亡災害事例参照）と倍増しており、これから更に増加が懸念されるところです。

つきましては、貴機関が発注し林業作業を受注する事業体に対し別紙の「林業作業における自主点検表」を用いた緊急総点検の実施について御指導いただきますようお願いいたします。

また、本年5月16日開催の林業労働災害防止に係る連携会議の場で御説明したように本年8月1日から林業に関する省令改正が施行されることから、関係事業体に対する周知徹底についても併せてお願いいたします。



【担当：主任産業安全専門官】

# 令和元年(平成31年) 林業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
31	3	15時台	林業	10人以上29人	激突され	環境7 境1等2	民有林皆伐現場において、胸高直径28センチ、長さ約17mのトドマツをチェーンソーで伐倒作業中、くさびを打って伐倒木が倒れていくときに、蔓が上部で絡んでいた為に、伐倒方向が変わり、近くで同じくチェーンソー伐倒作業中の被災者の頭部に直撃したもの。
31	4	11時台	林業	10人以上29人	激突され	環境7 境1等2	被災者は、民有林内にて同僚1名とともに、チェーンソーを用いて伐木作業を行っていた。被災者が扱っていたチェーンソーの音が聞こえなかつたため同僚が搜索したところ、仰向けの状態でクルミの木(胸高直径30cm)の下敷きになっているところを発見したもの。
元	5	15時台	林業	10人以上29人	交通事故(道路)	乗物2 3 2	被災者は、道有林の造林現場で当日の作業を終え、帰社するため乗用車で国道を走行していたところ、右側の町道から飛び出してきた来た乗用車が運転席に衝突したもの。なお、助手席の同僚は軽傷。
元	5	14時台	林業	10人以上29人	激突され	環境7 境1等2	民有林の皆伐作業現場において、被災者はチェーンソーを用いて伐倒作業中、ナナカマドの木を伐倒したところ、当該伐倒木が被災者側に倒れてきて、被災者の腹部に激突したもの。被災者は、同僚が発見した時は会話は出来たものの、容態が悪くなり、同日、搬送先の病院で死亡した。被災者に激突した伐倒木の胸高直径は18.5cm、樹高16.6mであった。また、伐根に切り残しは無かった。
元	6	14時台	林業	10人未満	墜落・転落	乗物2 3 2	国有林の間伐作業現場において伐倒作業を行うための道付け作業中、被災者2名が事前調査のため乗用車に乗り林道を走行していたところ、幅約4mの緩やかな左カーブに差し掛かった際、当該車両が道路右脇に逸脱し勾配約50°の崖を約47m転落したもの。被災者は車外に投げ出され、斜面の中腹と転落した車両の脇でそれぞれ倒れているところを下請事業場の労働者に発見された。(被災者は、車両を運転していた。)
元	6	14時台	林業	10人未満	墜落・転落	乗物2 3 2	同上 (被災者は、助手席に同乗していた。)

※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。

林業作業における自主点検表

令和 年 月 日		点検現場		
点検者		作業の種類		
随行者		凡例	確実に実施○ 概ね実施△ 未実施×	チェック
チ エ ー ン ソ ー 伐 倒 作 業	特別教育	令和2年8月1日施行の受講の準備はしているか		
	伐倒前に情報確認、周囲の確認、伐倒木の確認	弦がらみ、枝がらみはないか、確認しているか		
		枯損木、根むくれ等の立木を確認しているか		
		伐倒立木に腐れ、空洞はないか、確認しているか		
		伐倒木は裂け易い木か、確認しているか		
	伐倒方向、受け口、切り残し 追い口	腐れ、裂け等の木の伐倒は対策を講じているか		
		伐倒方向の確認は確実に行っているか		
		受口の水平切と斜め切りの線はあってるか		
		追い口切は水平か、切残し（ツル）は確保されているか		
	かかり木処理の方法	状況に応じた追い切り、三段切りを実施しているか		
		かかり木処理器具は携帯しているか		
		かかり木を放置していないか		
		元玉切りはしていないか		
		浴びせ倒しはしていないか		
		かかられている木を伐倒していないか		
		かかり木の処理当たり重機等により適切に処理しているか		
	保護衣	かかり木の立入禁止範囲について樹高の2倍以上確保しているか		
		下肢の切創防止用保護衣を着用しているか		
車 両 系 林 業 木 材 伐 出 機 械	共通事項	前照灯、ヘッドガード、運転席の防護柵を備えているか		
		地形、地盤の状態及び伐倒する立木の形状を調査記録しているか		
		制限速度は定めているか		
	作業計画	機械の種類、能力を確認しているか		
		運行経路は確認しているか		
		作業方法及び場所を確認しているか		
		関係労働者に周知しているか		
		労働災害が発生した場合の応急措置、傷病者の搬送の方法は定めたか		
	安全な作業路の設置	作業横断勾配は14度以下となっているか		
		作業路の幅員は車幅の1.2倍以上あるか		
		カーブの拡幅、終点の車回し設置等を行われているか		
		作業路面、路肩の保守・点検は確実か		
	走行集材機械作業 (フォワーダ等の運材車)	過積載になっていないか		
		走行時路肩又は山側への逸脱はないか		
		シートベルトを装着し適正な速度で走行しているか		
		グラップルローダーは格納しているか		
	木材グラップル機等作業	作業中、作業半径内は立入禁止措置を講じているか		
		原木の把持は地切をし、安定した状態か		
		オペレーターと周囲の作業者との合図は確実か		
		伐倒木をグラップルで押して倒していないか		

※ 点検の結果、「概ね実施」、「未実施」と判定されたものは、速やかに改善の上、作業してください。

※ 本自主点検は令和元年8月1日以降に施行される省令改正も含まれています。